不祥事防止に関する教職員校内ルール

令和 ６年４月
吉備中央町立大和小学校

大和小学校では、いかなる不祥事も職場から出さないために、職場全体で以下のルールを守り、服務の厳正に努めます。

１　児童・保護者との携帯電話又はメール・SNS の使用について

・保護者へ連絡するときには、原則として学校の固定・携帯電話を使用する。
・児童及び保護者とは私的なメールや電話等のやりとりはしない。
・教職員個人の SNS（Facebook 等）に学校や教職員、児童の情報等を書き込まない。写真も使用しない。

２　個人情報の取り扱いについて

・児童の成績等の個人情報を含む書類や電子データについては、原則校外へは持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、事前に管理職の許可を得て、学校の USB を使用し、所定の管理簿に記載する。

３　児童との面談や相談、個別指導について

・児童の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合は、原則として複数の教職員により対応する。やむを得ず１対１で面談等を行う場合は、管理職に告げ、密室状態にならないよう配慮して行う。

４　児童の自家用車での送迎について

・原則として教職員の自家用車には児童を乗せない。やむを得ず児童を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可を得る。

５　公金及び学校徴収金等の取り扱いについて

・学年費等の学校預かり金は、速やかに通帳に入れる。

＊　不祥事防止に向けた研修　等

・不祥事に関する報道があった時は、職員朝礼で伝え、考える場を設ける。
・研修内容を工夫し、グループワークやディスカッションを取り入れて行う。

＊　児童・保護者向け相談窓口

・吉備中央町教育委員会　　０８６６－５６－９１９１
・吉備中央町立大和小学校(教頭)　０８６６－５５－５００３